

議案第2号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成29年7月6日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

## 諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成29年7月6日

鳥取県教育委員会  
委員長 中島 諒人

## 記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

### 保護文化財「<sup>ちづまくらだいせきしゆつどじょうもんじだいふつ</sup>智頭枕田遺跡出土縄文時代遺物」（智頭町）

八頭郡智頭町智頭に所在する<sup>ちづまくらだいせき</sup>智頭枕田遺跡から出土した考古資料である。

智頭枕田遺跡は、千代川支流の<sup>はじがわ</sup>土師川と<sup>にいみがわ</sup>新見川に挟まれた段丘上に立地する、縄文時代から平安時代にかけて形成された大規模な遺跡である。平成14・15年度に智頭町教育委員会が実施した智頭町保健・福祉・医療総合センター建設に伴う発掘調査によって、縄文時代中期末～後期初頭（約4,000年前）の大規模な集落跡や、縄文時代全期にわたる遺構や大量の遺物が発見された。

集落跡を構成する<sup>たてあなじゅうきょあと</sup>竪穴住居跡は11棟にものぼり、西日本最大級の縄文集落と評価されている。住居内から大量に出土した土器片には元の形に復元できたものが多くあり、この時期の中国地方の土器の形態や文様の特徴をよく示す資料である。

また、縄文時代早期（約9,000年前）の土器がまとまって出土した例は、山陰東部においては希少である。

さらに、縄文時代晚期（約2,500年前）の遺物には、東日本各地から持ち込まれた土器や、県内では数点しか出土していない<sup>せきぼう</sup>石棒が5点含まれており、当時の交流や祭祀の様相を研究する上でも重要な資料となっている。



中期末～後期初頭の竪穴住居跡（左）と出土土器（上）



早期の大型土器



東日本から持ち込まれた晩期の土器



晩期の石棒

2 鳥取県文化財保護条例第30条第1項の規定に基づく次の天然記念物の指定について

天然記念物 「<sup>たり</sup>多里層ノジュール列」 (日南町)

中期中新世初頭(約1,600~1,500万年前)の「西黒沢海進」によって、日本は広く海に覆われた。中国山地にも海が侵入し、日南町に分布する多里層もこの時期に堆積した地層である。

多里層は礫岩・砂岩・泥岩からなる堆積物で、このなかには貝・ウニ・魚類・サンゴ・植物などの多様な亜熱帯生物化石群が産出し、当時の全地球的な最温暖気候環境を反映している。

ノジュールとは地層中にできた塊を表す地質用語で、多里層の中に直径70~80cmほどの卵状の塊が上下3列、並行してみることができる。その成因は地層中の化石や石を核として、地下水の作用で固まったと考えられており、その大きさ、数量、並び方など珍しい貴重な文化財である。



## 第 2 章 県指定保護文化財

### （指定）

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

## 第 5 章 県指定史跡名勝天然記念物

### （指定）

第 30 条 教育委員会は、記念物(法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第 4 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(昭 50 条例 40・平 17 条例 4・一部改正)

## 第 8 章 雑則

(鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項(第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。)並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。(昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正)